令和８年（フ）第８５１号
広島市安佐南区伴東２丁目３番５－２号
債務者　花房　拓人
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８８０号
広島市西区庚午北１丁目10番９－302号
債務者　堀友　亮平
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９１７号
広島市安佐南区西原７丁目13番４－504号
債務者　正木　克彦
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８２号
山口県下関市東向山町８番12号
債務者　海原　四勇
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第３０２号
愛媛県松山市空港通２丁目４番32号　コーポＭＣ103号
債務者　今井　由佳
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１８号
愛媛県松山市本町２丁目２番地３　サンピア本町101号
債務者　加藤　育代
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７号
愛媛県宇和島市本町追手２丁目２番11号　コスモスハイツ２号室、前住所愛媛県宇和島市恵美須町２丁目４番22号　コーポ恵美須203
債務者　水野　貴彦
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第３６１号
宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂489番地１
債務者　蛯原　政彦
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３６５号
宮崎市一の宮町76番地２　横山マンション201号
債務者　北山　　愛（旧姓高野）
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５５号
北海道古平郡古平町大字浜町24番地
債務者　斉藤世志博
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第６５号
秋田県能代市字大瀬儘下29番地１　８棟４号
債務者　山王丸大介
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第２３５号
千葉県富里市七栄513番地180
債務者　白戸運送Ａｍａｚｏｎ便こと　白戸勇樹
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第９１号
千葉県茂原市八千代３丁目11番地13　時の村本館406、前住所千葉県茂原市押日277番地13
債務者　松永　英次
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第１５２０号
東京都八王子市別所２丁目22番地３－602
債務者　志村なつみ
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５２６号
東京都町田市西成瀬１丁目15番１号
債務者　髙相　祐貴
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５７号
富山県滑川市上小泉2296番地２、前住所富山県滑川市高月町119番地１　サンフラワー・ガーデン103号室
債務者　中田　永遠
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
富山地方裁判所民事部